

1 箇月の拘束時間の延長に関する協定書（例）
（隔日勤務のタクシー運転者）

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 地域的事情その他の特別の事情がある場合、1 箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。
各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270 時間	262 時間	265 時間	265 時間	262 時間	262 時間	262 時間	262 時間	267 時間	270 時間	262 時間	267 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

1 箇月の拘束時間の延長に関する協定書（例） （車庫待ち等の日勤勤務のタクシー運転者）

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所（又は〇〇駅）において待機する就労形態のものとする。
- 2 1 箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
300 時間	288 時間	295 時間	288 時間	295 時間	288 時間	288 時間	295 時間	295 時間	300 時間	288 時間	295 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

1 箇月及び2 暦日の拘束時間の延長に関する協定書（例） （車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者）

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第3号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所（又は〇〇駅）において待機する就労形態のものとする。
- 2 1 箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270 時間	262 時間	268 時間	262 時間	268 時間	262 時間	262 時間	268 時間	268 時間	270 時間	262 時間	268 時間

- 3 2 暦日の拘束時間に関し、22 時間を超える回数及び2 回の隔日勤務を平均し隔日勤務1 回当たり 21 時間を超える回数の合計は、1 箇月について5 回以内とする。また、夜間4 時間以上の仮眠を与えることとする。
- 4 上記3 を満たす場合において、2 暦日の拘束時間を24 時間まで延長するものとする。
また、この場合において、1 箇月の拘束時間は、下の表のとおり、上記2 の表の各月に10 時間を加えた時間とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
280 時間	272 時間	278 時間	272 時間	278 時間	272 時間	272 時間	278 時間	278 時間	280 時間	272 時間	278 時間

- 5 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印